



# リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所  
 弁護士 福永 晃一  
 (兵庫県弁護士会所属)



## 第124回 どうなる？改正プロバイダ責任法の発信者情報開示制度（その3）

### 6 改正事項②：開示請求を行うことができる範囲の見直し

(1) ログイン時情報の開示が可能に  
 SNSなどのログイン型サービスでは、実際に投稿がなされた際の通信記録が保存されておらず、残されている記録が主にログイン時のものに限られるものが多い状況です。

しかし、現行法では、権利侵害投稿時の発信者情報しか開示の対象として想定されており、ログイン時の発信者情報の開示を認めることが困難となり、被害者救済を図ることができない状況でした。

そこで、改正法では、円滑な被害者救済を図るため、発信者の特定のために必要となる一定の場合については、ログイン時の通信に係る発信者情報（改正法では「特定発信者情報」と呼びます）の開示請求を可能にすることとしました。

(2) ログイン時通信を媒介した接続プロバイダを相手方とする請求が可能に

また、現行法では、発信者情報開示請求の相手方は、誹謗中傷の投稿を実際に媒介した通信事業者に限定されておりますが、改正法では「特定発信者情報」の開示が可能となることに伴い、ログイン時の通信を媒介した接続プロバイダに対しても開示請求をすることができるようになりました。

(3) 「特定発信者情報」の開示要件

改正法は、「特定発信者情報」を発信者情報開示の対象として新たに追加しています。

一方で、開示を可能とする情報が拡大すれば、権利侵害投稿とは関係の薄い他の通信の秘密やプライバシーを侵害するおそれが高まることから、改正法では、「特定発信者情報」の開示が認められる条件や対象の範囲について、一定の

限定を付しています。

具体的には、サイト管理者に対し「特定発信者情報」の開示請求をする際には、サイト管理者が投稿時 IP アドレスを保有していないなどの要件の充足が必要となるほか（改正法5条1項3号）、権利侵害投稿の直前のログインの際に使われた IP アドレス（改正法では「侵害関連通信」と呼びます）であることが求められます（改正法5条3項）。

### 7 終わりに

今回まで3回にわたり、プロバイダ責任制限法の改正法を概説してまいりましたが、発信者情報開示制度は、従来の問題点を改善すべく、大きく改正がなされています。

実務上では改正法においてもなお問題点が指摘されることはありますが（例えば、今回の改正では、発信者情報開示の要件については、現行法と同様、権利侵害が明白な場合に限りされるとされておりますが、被害者救済の観点からすると厳格過ぎるのではないかと指摘があります）、現行法よりも円滑かつ確実な発信者情報開示が実現できるケースが増加することが十分期待できると考えられます。

今回の改正により、一人でも多くのインターネット上の権利侵害問題で悩む個人及び法人が救済されるようになることを望みます。

